

特定非営利活動法人 しずおか環境教育研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 しずおか環境教育研究会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区谷田1170-2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民が主体的に環境教育を研究し実践する社会教育機関として、身近な課題に自ら気づき、考え、模索し行動できる人づくりを通じて、人と自然が調和する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 環境教育活動事業
- (2) 環境教育人材育成事業
- (3) 環境教育の場の創出事業
- (4) 関係の創出・再発見事業
- (5) 環境教育研究・啓発事業
- (6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、研究会員・運営会員をもって法上の社員とする。

研究会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の事業を連携して行う個人等

運営会員

この法人の目的に賛同して入会した個人等

サポート会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の事業を連携して行う個人等

賛助会員

この法人の目的に賛同し、資金提供もしくは無償の支援活動をもって賛助の意思を表明する個人または団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく年会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上3人以内
- (3) 理事 4人以上10人以内
- (4) 監事 1人以上

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。また、法人の代表権は理事長に限定する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、理事長の再任は 1 回までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合に限り、第 1 項で定められている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(総会の種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、研究会員及び運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算の決定

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 年会費の額

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 研究会員及び運営会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した研究会員及び運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、研究会員及び運営会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、総会に出席した研究会員及び運営会員の過半数の賛同が得られれば、それ以外の事項についても議決できるものとする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した研究会員及び運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は研究会員及び運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、研究会員及び運営会員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第 29 条 各研究会員及び運営会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない研究会員及び運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の研究会員及び運営会員を代理人として表決を委任することができる。また、やむを得ない理由により会場に来ることができない研究会員及び運営会員は、ビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって、総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した研究会員及び運営会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する研究会員及び運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 研究会員及び運営会員総数、及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した研究会員及び運営会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、研究会員及び運営会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名及び名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事総数の過半数の賛同が得られれば、それ以外の事項についても議決できるものとする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、やむを得ない理由により会場に来ることができない理事は、ビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって、理事会に参加し、表決する

ことができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 年会費

(3) 寄附金品

(4) 資産から生ずる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した研究会員及び運営会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 研究会員及び運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、研究会員及び運営会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、静岡県に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において研究会員及び運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、1000円とする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成15年8月14日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成21年9月11日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成24年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 25 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和 2 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和 8 年 5 月 23 日から施行する。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役 職 名	氏 名
理 事 長	成 瀬 修 一
副 理 事 長	中 川 昌 昭
理 事	近 藤 勇
理 事	大 畑 実
理 事	村 上 敏
監 事	守 屋 司 子